

議案第16号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年墨田区条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部2の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同部16の項を次のように改める。

16 削除
-------

別表第1区長の部19の項を次のように改める。

19 削除
-------

別表第2区長の部20の項を次のように改める。

20 削除
-------

別表第2区長の部23の項を次のように改める。

23 削除
-------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区民の利便性の向上等を図るため、区長が行う事務において個人番号を利用することができる事務を拡大するほか、個人番号及び特定個人情報を利用することができることとされた事務の廃止に伴い、所要の規定整備をする必要がある。